

長州藩における攘夷藩論の成立

はじめに

文久二（一八六二）年五月五日、京都で「謗詞一件」が発生し、長州藩は従来の「航海遠略策」による公武合体運動の路線を変更せざるをえない立場に追い込まれた。江戸にいた藩主毛利慶親は弁明のため上京し、七月六日の藩主御前会議で藩論は破約攘夷へと転換された。本稿では第一節で藩論転換に至るまでの長州藩の動向を追うことよって当時の政治状況を分析し、第二節ではその後の公武間周旋を概観することよって、藩レベルでの公武合体運動と尊王攘夷運動の相違点と共通点などについて、若干の検討を行なってみたい。なお、本稿は『学習院史学』第二十五号（一九八七年三月）掲載の拙稿「長州藩の公武合体運動」の続編である。

一 藩論の転換過程

(1) 「謗詞一件」

文久二年四月二十八日、長州藩世子毛利定広が帰藩の途中、京都

に立ち寄ったところ、五月一日に朝廷より定広にしばらく滞京するよう求め、また長井雅楽が江戸に戻ったために中断していた周旋運動を、藩主の意向に従って継続するよう命じる内勅が下された。長井の二度目の上京周旋は、島津久光の率兵上京による様々な状況の変化によつて中断せざるをえなかったのであるが、朝廷がなおも長州藩に周旋の継続を求めたのは、薩摩藩の独走を抑えようとしたからに他ならない。これ以後、朝廷は薩長両藩の競合関係を巧みに利用しながら、幕府に対する政治的主導権を確立してゆくのである。

五月三日、長州藩が議奏中山忠能を通じて朝意を同候したところ、五日になつて次のような勅答が下された。

一 國忠之段御満悦之事

一 父朝臣深意ニ随フ事

右ハ長井雅楽演舌ヲ以言上ニ大膳大夫戎虜跋扈御国威逡巡候ヲ被相嘆候テ外藩幕府之政事ニ不携制禁モ有之候処、其儀ニ不拘諸有司ヲ説得シ、公然ト官武之御間ニ周旋ノ事。君臣之名分ヲ正シ、先年来違勅之廉、田安大納言上京御理可被申上周旋可致ト之事。

大 嶽 靖 之

年来御国政関東へ御委任ニ被為泥、幕府諸有司之存意ヲ御斟酌被為在、折角之思食ヲモ婉曲ニ被仰出候故、叡慮之御旨徹底不致而已ナラス、却テ公武之御間柄如何之儀モ出来致候故、此後ハ何事モ断然ト可被仰出候。左候ハハ諸有司モ恐入洋服可致、何事モ断然ト被仰出候ハ、主人ハ素ヨリ雅楽モ叡慮之被為向候処ニ随ヒ幾重ニモ周旋可致ト之事。¹⁾

このように、朝廷は長州藩が「(外様)藩幕府之政事ニ不携制禁」を破って、「公然ト官武之御間ニ周旋」したことを高く評価し、今後も田安慶頼上京などの周旋を行なうように、藩主のみならず長井に対しては依然として期待をかけているのである。

ところが、次の項目には打って変わって長井の政治生命を奪うことになる言辭が含まれていた。

一 建白之旨趣未致徹底御残念思食之事

右ハ長井半途ニテ引戻ニ相成候ハ、全於関東安藤對馬守再出以下事々幕政不正ニ付テハ大膳大夫周旋之路モ相塞リ候ニ付、右周旋モ辞退之由、就テハ関東へ建白之趣意不致徹底候テ忠誠モ空敷相成、御国是モ難相立段ヲ御残念ニ思食候事。

但長井雅楽差出候建白之儀ハ先御国是右様之御事ニテモ可有之哉、試ニ書取差出候迄之儀ニテ、朝議ハ勿論、上列藩ヨリ下蜀蕘ニ至迄高等之説有之候ハ、其説ニ随ヒ違議無之候旨言上候。

但右建白中朝廷御処置聊誘詞ニ似寄候儀モ有之、御掛念モ被為在候得共、是等ハ主人被上京候ハ、委細ニ御弁解可被為在候。

併開国航海之儀ハ第一御国体變動不容易之儀ニテ輕易ニ叡断難被遊天下之衆議被聞食候上之御事ニ可有之ト御沙汰被為在候事。²⁾

この項目で、まず朝廷は長州藩の周旋が徹底しなかつた理由を、老中安藤信正の再動問題など幕府の側の責任であるとしている。こゝまでは何ら問題はなかつたが、次の但書には「誘詞一件」として長州藩を揺るがし、藩論を転換させる原因となつた一節が含まれていたのである。すなわち、前年五月に長井が朝廷に提出した建白書(あくまでも非公式の手控えとしてのものであつた)の中に「朝廷御処置聊誘詞ニ似寄候儀モ有之御掛念モ被為在候」と言われては、もはや「航海遠略策」の命脈は尽きたも同然であつた。そして、朝廷は藩主に弁解のための上京を求めているのである。

この但書は、長井の周旋に引き続き期待をかけている前項とは明らかに矛盾するし、また、全体の構成のバランスの上からも不自然である。そこから、この但書だけは別の書き手によって後から挿入されたのではないかという推測が成り立つ。それを裏付けるのは、長井が待罪中に記した次の一節である。

然ル処、上江戸御発駕後、正親町三条殿より御内々御使被差下、御口上ニ、先達て中山方より差下候書面中ニ、誘詞に似寄候と申事有之候ニ付、身柄引籠慎居候由、決て其儀ニ不能、右文言ハ無趣有之、中山書加候事ニて、御主人御上京之上ハ、無何事御弁解相済候事ニ付、無遠慮御供ニて致上京候様ニと被仰下候。³⁾

このように、議奏正親町三条実愛は、使者(甲谷兵庫一次項参照)を以て、「誘詞一件」は中山忠能が書き加えたものであり、長井が藩主に従つて上京しても差し支えないことを伝えた。だが、実愛は中山に遠慮したためか、これを浦鞆負・内藤造酒らの在京藩士には伝えなかつたのである。たとえ事実でなくても、ひとたび事実とし

て受け取られてしまえば、それ自体が事実以上の重みを持って一人歩き(時には暴走)することがままたびこり得るが、「謗詞一件」はまさにその典型であった。ひとたび「謗詞」の烙印を押されたことによって、「航海遠略策」の生命は断たれたのである。

ところで、「航海遠略策」のどの箇所が「謗詞」に問われたかについては、勅答が下された時に中山から浦に対して説明されていたことが、その当日に中村九郎が江戸に送った書簡に明らかである。

往昔皇威隆盛之時、外蕃來貢之事を当今因循ニ而夷人ニ諸港を被開候⁴同⁵ニ考へ候様之意味第一御掛念被思召候段、被仰聞候由。

このように、中山は前年五月の長井の建白中の「鎖国ト申儀ハ三百年來ノ御掟ニテ島原一乱後別シテ嚴重仰セ付ラレ候御事ニテ、其以前ハ夷人共内地へ滞留差免サレ、且ツ天朝御隆盛ノ時ハ京都へ鴻臚館建置レ候コトモ之レ有ル由ニ候へハ、全ク皇國ノ御旧法ト申ニテモ之レ無ク候ハン」という開国正統論を「謗詞」と指摘したのであるが、これは中山自身の発案によるものではなく、外部からの入知恵であろうと思われる(中山が建白を読んでから一年後に初めて「謗詞」を指摘したことが傍証の一つである)。その場合、最も可能性が高いのは長州藩尊攘激派の工作であろう。

四月二十七日、久保清太郎・檜崎弥八郎・久坂玄瑞・佐世八十郎・中谷正亮・檜崎仲輔・福原乙之進・寺島忠三郎の八名は、連名で「航海遠略策駁撃書」を草して、各方面に配布した(部数および配布先は不明)。その中で「航海遠略策」の開国正統論を批判した箇所は次のとおりである。

島原一乱以前、夷人ども内地へ滞留差免され候儀、乱世の余制度

未調也。中古帰化の異人に田地下され候儀は当時人民不足、土地曠闊なれば也。京師に鴻臚館を建置候儀は、海外我属国多く來貢之者絶されはなり。且、隋唐には使幣相通し重礼したるも、彼に恐嚇暴慢せられて、畏縮して為たる儀にあらず。伊勢神宮之御誓宣には何と謂るや。或は天照大神を祭り奉る祝辞に、大繩を引よする如く云々とあるを証とするにや。其祝辞之意は、我天朝ハ天祖の御末にて、世界の主におはしませは、往々時運到來して、四夷八蛮の者共貢を奉り、中古三韓の酋長等カ馬飼部となりて仕へ奉りし如く(脱文あり——引用者註、以下同じ)蹂躪せられて千古の耻辱を取り、違勅の罪も外夷の為に云消して論せざる程の耻辱を蒙りながら、鎖国と申儀は神慮に不相叶とは何事そや。如何にも中古三韓の如く、今の醜夷共馬飼部となりて仕奉り候ハ、祝辞の意にも叶ふへし。今洋夷の為に衣食器物を海外に載去られ、貧民飢寒、天子宵旰無前の國辱を蒙る事、神慮に叶ふとせんや。此一段、最も神威天威を畏れ奉らざる大不敬之罪通れ難し。君公兼てより朝廷御尊奉の御誠意を背き奉り、御祖宗の御遺法に背き奉る事、恐懼に堪へず。

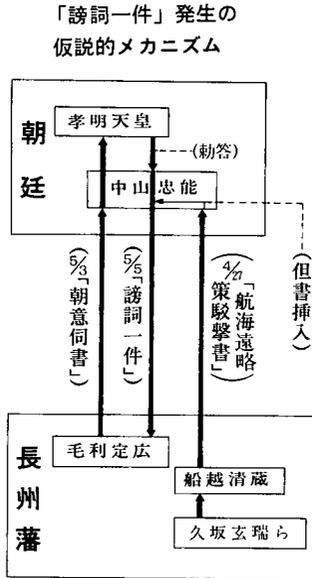
このように、久坂らは古代に帰化人が馬飼部となって朝廷に仕えた時の開国と現在の屈辱的な開国とは同等に論じるべきではないと主張している。この論理はそのまま中山に取り入れられて五月五日の勅答に但書が挿入され、「航海遠略策」の死命を制したのである。さて、次に久坂らの駁撃書が、いかなる経路を以て中山の手に渡り、但書を挿入するように働きかけることができたかという問題がある。これを解く直接の史料は見当たらないが、これから三十一年

後の明治二十六（一八九三）年一月二十六日に行なわれた史談会の席上、元長州藩士の兼重慎一（謙感）が、岡谷繁実の質問に応えて次のような注目すべき発言をしている。

あの諷刺似よりと云ふことは、——其前晩に船越清蔵が行つて、斯う勅諭を下さるゝと云ふと、是れでは有志は治まりませぬ、諷刺位が宜しうござりませう、さうするならば宜かろうと云ふたこと、聞きました。⁽⁷⁾

船越清蔵は長州藩の支藩である清末藩出身の陽明学者で、京都に開塾したが万延元（一八六〇）年に帰国して長府藩の儒臣となり、次いで長州藩の藩校明倫館の教官となった。船越は戊午の密勅降下の使者を甲谷兵庫とともに務めるなど、いわば朝廷と長州藩をつなぐパイプ役であった。察するに、久坂らが船越に働きかけて但書を挿入させるように仕組んだものと思われる（左の図を参照）。

以上見てきたように、「諷刺一件」は尊攘激派の工作によって発



生したものであり、長州藩の藩論が一気に破約攘夷へと転換する要因の一つとなるのである。

「諷刺一件」発生の報は、五月十六日までに江戸に齎された。藩主のもとでも、当然のことながらその善後策をめぐっての葛藤が繰り広げられ、それは江戸のみならず、中山道の道中から京都にまで持ち越されるのである。

(2) 藩主の上京

四月二十二日、長井は江戸に戻って、藩主に上京を求める内勅を伝えた。この時、江戸藩邸ではすでに周布政之助が奏者格として復帰し、また桂小五郎も機務に参与するなど、「航海遠略策」反対派が台頭し、長井の独壇場の観があった時とは様相を異にしていた。

長井が齎した内勅を受けた藩政府は、藩主上京のための審議案を周布に起草させた。この審議案には「於幕府、従来朝廷へ御不敬に相成居候廉々御申解之儀、如何様御条理相立候哉」⁽⁸⁾「六十州中の生靈へ怪我仕らせ候とも六十州を保ち候方には換へられすと御決意無之ては開国航海の業も御見込込通に調兼候御事に可有之哉」⁽⁹⁾などの詰問が織り込まれているように、従来より対内的には朝廷寄り、対外的には攘夷的姿勢が強く打ち出され、長州藩が次第に路線を変更しつつある様子が窺える。

また、藩主は前年より桂が主張し、周布も支持している將軍上洛論を採用し、五月二日に老中久世広周と会見して、次のように進言した。

今般公方様御上洛、御国初之御先蹤を以、列藩予参被仰付、当時御初政に付、天下を御更始之思召を以、御国是如何被相定候而可

然哉、各存意申出候様被仰間、列藩建白之旨趣御熟考、叙慮御窺被成、勅諭台命を以、御国是御確定之御旨列藩へ被仰渡候者、衆心和協御国威更張之御発端、過之候儀者有御座間敷と奉存候。¹⁰⁾

長州藩が將軍上洛論を唱えるようになったのは、三月四日に長井が久世に進言した田安慶頼上洛論の延長線であることはもちろんであるが、また朝廷と幕府の当事者同士（最終的には天皇と將軍）が直接話し合わなければ、いくら長州藩が周旋に奔走しても、結局徒勞に終わるという思惑があったからと思われる。そのために、長州藩は將軍上洛を周旋継続のための交換条件にしたのである。¹¹⁾

「謗詞一件」の報が江戸に齎され、その詳細が明らかになるまでは、長井の周旋活動も依然として続けられていた。五月十六日、長井は越前藩邸に赴いて、松平春嶽の謀臣中根雪江にこれまでの長州藩の周旋の顛末を説明して、理解を求めた。また同日、長井は久世とも会見したが、久世は財政の逼迫を理由に、將軍上洛に消極的な態度しか示さなかった。長井がこれを報告すると、藩主は翌十七日に徳山・清末の両支藩主と主だった家臣を集めて対策を協議し、その結果、即日長井をして久世に対して次のように答申させた。

御上洛御調難被成候ては逆も御国威御興隆之儀万々見込無之儀を御請申上候ては却て誠実も不相立と奉存候得共、是迄深重之御内慮をも被仰間、且於京都御内沙汰之旨被為在候へば一途に御断も難申上候間、一先見込は無之候へ共御請仕周旋仕見可申。¹²⁾

このように、長州藩は幕府が將軍上洛に踏み切れなくても、朝廷のために周旋を継続する意思を幕府に表明したのである。¹³⁾ さて、これはまた、長井にとっては中央政局における最後の行動

となった。前述の如く、「謗詞一件」の報は五月十六日までに江戸に齎され、その日に長井は待罪書を提出したが、まだその詳細がわからないうちは、長井の活動は続けられていた。だが、続報によって事の重大性が明らかになった二十日に長井は謹慎を命じられ、六月五日には中老を免ぜられ、帰国謹慎を命じられたのである。

五月二十一日、藩主は帰国途中に上京の許可を求める請願書を幕府に提出し、許可された。ここに上京の準備は全く整ったのであるが、京都の状況に関する情報収集と、「謗詞一件」への対応等、これからの方針を審議するために、出発をしばらく延期したのである。六月六日、藩主一行は江戸を出発し、京都へ向け中山道を西上した。通常の東海道ではなく、中山道を選んだのは周布の進言に基づくもので、五月二十九日に幕府に次のような請願書を提出している。私儀持病之眩暈時々差発申候処、此度上京帰国之節、物静之場所旅行仕候得者、別而仕合申候付、木曾路旅行仕度奉存候。此段宜御差図被成可被下候。依之申上候。以上。

松平大膳大夫

(付箋指令二)可為勝手次第候。¹⁴⁾ 前年秋の参勤の途中に眩暈で倒れたことがある藩主は、その持病を理由に中山道通行を幕府に請願して、許可されたのである。¹⁵⁾

ところが、長州藩主が出発した翌日の六月七日に勅使大原重徳を奉じて江戸に到着した薩摩藩の島津久光は、朝廷の命令通り長州藩とともに勅使を補佐して幕府への周旋を行なうつもりだったので、長州藩の行動を、意識的に薩摩藩を避けたものと見なし、これを契機として、両藩の関係は競合から対立へと移行するのである。一方、

長州藩では周布らが薩摩藩との和解に努めたが、失敗に終わった。⁽¹⁷⁾

文久2年6～7月
長州藩主旅程表

月・日	宿 所	月・日	宿 所
6・6	浦 和	6・20	中津川
7	熊 谷	21	
8	新 町	22	
9	松井田	23	大久手
10	追 分	24	
11	長久保	25	太 田
12	下諏訪	26	加 納
13		27	垂 井
14		28	鳥居本
15		29	武 佐
16	本 山	晦	草 津
17	藪 原	7・朔	
18	上 松	2	京 都
19	三留野		

(『忠正公一代編年史』に拠る)

長州藩主の旅程は右の表のとおりである。途中、下諏訪宿に四日間滞在したのは、随行者の多くが当時流行中の麻疹にかかったためであるが、中津川宿での四日間の滞在には、また別の意味が含まれていた。すなわち、十八日に上松宿で浦鞆負が、また二十日には中津川宿で桂小五郎が藩主一行と合流して、京都の情勢を詳しく報告したので、藩主は中津川宿で、浦・桂を含め、随行している主な家臣を集めて御前会議を開き、上京後の方針について討議したのである。二十一日の会議について、浦は日記に次のように記している。

一 桂小五郎被召出、京都ノ趣被問召上候、引続會議仕候。(益田)彈正殿、拙者、(林)主税、(兼重)讓蔵始々罷出居候事。(中略)

一 神谷(甲谷)兵庫、正親町三条様御用ニ而、東都罷下り、内藤造酒へ相對之由ニ而、今日当宿へ罷下り、三条家之御申分逐一ニ話候事。⁽¹⁸⁾

中津川宿での御前会議の議事内容は詳らかではないので、後述する七月六日の京都での御前会議との関連性は不明である。だが、出席者の中で、従来の「航海遠略策」路線に反対してきたのは桂のみであり、その他はむしろそれを推進した側であったので、少なくとも中津川宿での会議で、京都での会議に大きな影響を与えるような決定がなされていないことだけは確かである、うと思われる。

さて、御前会議とは別に、甲谷兵庫が江戸を経て中津川宿に来て、正親町三条実愛の伝言を齎したことも注目される。前項で述べたように、長井に「謗詞一件」発生の背景を伝えたのも甲谷であったと思われるが、甲谷は江戸から中山道を上って、中津川宿で長州藩主一行に追いつき、藩主や主だった家臣にそれを伝えたのである。藩主らは、この時初めて「謗詞一件」の真相を知ったのであり、それは入京後の長州藩の行動に大きな影響を与えるのである。その意味で、中津川宿での成果は、御前会議よりも、むしろ甲谷の来訪の方が大きかったかもしれない。

七月二日、藩主一行は入京した。一方、京都での御前会議の主導権を握ることになる周布政之助も、薩摩藩との和解に失敗した後には江戸を出発して東海道を急行し、藩主らの到着の前日には入京した。

(3) 尊攘激派の長井雅楽弾劾運動

「謗詞一件」を起すことに成功した尊攘激派は、なおも長井雅楽と「航海遠略策」に対する追及の手を緩めなかった。⁽²⁰⁾

五月二十七日、久坂玄瑞・中谷正亮・佐世八十郎・檜崎仲輔は、江戸から上京してきた桂小五郎に次のような書簡を送った。

何分之処、雅楽一己之書取を出し、恐多も天長之御叡慮を動し奉

り、午歳之違勅之罪状をも其儘に打流し候様相見申候事に付而者、折角上様平生勤王之御思召も相貫き不申、人心一和公武合体之御建白も水の泡と相成可申事と相考候事に付、如此何処までも論弁仕候事に御座候。⁽²¹⁾

このように、久坂らは長井の周旋運動を藩主の意向とは完全に切り離し、その行為を独断専行として糾弾しているのである。

長井謹慎の報に接してからも、久坂らはそれで満足することなく、むしろ「私共一同、長井雅楽を斬除仕度決心仕候」と、従来の筆による攻撃から、剣による攻撃、すなわち暗殺へと、戦術を極度に尖鋭化させたのである。政治生命を失った政敵をなおも攻撃する手段としては、敵の生命を奪って、その復活の可能性を断ち切ることに外にはありえないのだから、このような戦術の変化は、長井の失脚が齎した必然的エスカレーションであった。

長井が帰国の途に就いたことを知った尊攘激派は、道中で長井を要撃しようと企て、久坂玄瑞・福原乙之進・寺島忠三郎・堀真五郎・野村和作・伊藤俊輔の六名が、これに参加した。当時、長井は中老職を解かれて帰国謹慎を命ぜられているとはいえ、依然として直目付の職にある藩主股肱の重臣である。したがって、もし久坂らが長井暗殺を実行すれば、藩主への謀反に準じた暴行とみなされ、死罪に処せられるのは確実であった。彼らの行動は、まさに命がけだったのである。

彼らが、なぜ命を賭してまで長井を暗殺しようとしたかについて、堀真五郎は後に次のように回想している。

若シ長井ニシテ帰国スルトキハ、開国ノ藩論ヲ翻シテ攘夷ノ朝旨

ヲ遵奉スル事、益々困難ニシテ、諸藩有志者ノ攻撃スル所ト為リ君上ノ忠誠ヲ貫ク事能ハサルヤ必然ナリ。加之ナラス、長井ニシテ若シ浪士ノ刺殺スル所トナル事アラハ、我藩ノ恥辱モ亦拭フ可ラス。寧ロ早ク之ヲ除クニ如カス。⁽²²⁾

このように、彼らには長井の復活を恐れる気持ちと同時に、長井が他藩の浪士に暗殺されては長州藩の恥辱であるという意識が強く働いていたのである。⁽²³⁾

六月晦日から七月二日にかけて、久坂ら六名は長井を迎撃すべく、中山道守山宿から伏見にかけての街道筋で長井搜索活動を展開したが、長井は事前に林主税からの通報によって脇街道に逃れていたため、暗殺計画は未遂に終わった。

三日、彼らは京都に戻って浦鞆負の宿所法雲寺を訪れ、彼らの行動を自訴した。そして同日、久坂・福原・寺島が連名で浦に宛てて待罪書とも言える建白書を提出し、長井暗殺を企てた理由を説明した上で、次のように彼らの覚悟を述べている。

如何様御敵討被仰付候共、御恨に不奉存候間、急と御裁決可被仰付候。只此上は正邪曲直之弁分明に相立、雅楽之始末早速不被仰付候ては御両殿様御滞在、為朝廷御尽力被為遊候御盛意も貫徹不仕、御当家之御降替に相係可申候間、急度御英裁被為在候様奉嘆願候。⁽²⁴⁾

このように、久坂らは、藩主父子が朝廷に尽すためには、まず長井の始末をつけることが肝要であるとして、暗に彼らの行動は藩のために良かれと思ってやったことであると弁明しているのである。

次いで翌四日、久坂は藩主に「長井雅楽弾劾建白書」⁽²⁵⁾を提出して、

長井の切腹と内藤造酒の隠居退役などを主張した。長井暗殺に失敗して拘禁されても、久坂の筆鋒は衰えるべくもないのである。

七月二十九日、伊藤を除く五名に対して「追而何分御沙汰之次第茂可有之処、格別之御検議を以爰元被差置、宿所ニおゐる相慎居候様被仰付候事」という裁断が下され、以後、彼らに吉田稔麿を加えた六名は、九月十二日まで法雲寺の一室に軟禁された。

だが、この時期に久坂の筆鋒は、その最高潮に達する。八月二日、久坂は藩主父子に「廻瀾条議」を上呈したのである。この中で、久坂は長井に対する処断を求めて、次のように述べている。

此度御首尾克御内勅御受に相成、若殿様御東下被為遊候に付ては勅使并薩藩被仰合、幕吏の正邪を糾し、勅説之相貫候様不被為遊而者不相叶候所、長井雅楽既に御国被差帰、慎被仰付候得共、其結局だに未決に候ては、雅楽如何御敵罰被仰付候やなど御尋仕候もの有之候ても御返答も難被為在、中々幕吏共に正邪を糾すなどの事、御一言も御口出相成間敷儀に可有之に付、早速嚴重之御裁決不被仰付候而者不相叶候。今春已來度書取を以罪状申出置候に付、今更喋々仕らず候得共、今春は既に浪士共より刃傷にも及候勢に有之候。万一彼等の手に掛候時は島田左兵衛同様に相成可申、御当家の御恥辱如何計にかあらんを。³⁰⁾

次節で述べるように、この時にはすでに朝廷より「謗詞一件」の疑いが氷解したという沙汰が下されているので、久坂はこれによって長井の罪もまた氷解して、長井が巻き返しを図ってくることを最も恐れていた。そこで、久坂は「本藩正邪の弁を明かに」³¹⁾するためにも、また長州藩が真に藩論を転換して奉勅周旋運動をしているこ

とを天下に示すためにも、長井に対する早急な処断を求めているのである。

久坂はまた、七月二十日に薩摩藩尊攘派によって暗殺された九条家士士の島田左兵衛(左近)の例を挙げて、長井も島田のように他藩士に暗殺されては、毛利家の恥辱は非常に大きいと警告している。

だが、この時すでに長井は帰国謹慎しているのだから、他藩士の手には掛かるようなことは、まず考えられない。この点に、久坂の焦慮の念が感じられる。

さらに、久坂は八月二十二日付の中村道太郎(九郎)宛書簡でも、同様の論理で長井を敵罰に処すよう求めた上で、追伸文で次のように述べている。

尚々長雅御処置、世子御発駕前迄にとの事に候得共、竟に御著府にと相決候処、今以御延引被為成候事、如何之儀、何等之処に故障有之候や。今更彼を回護致候もの有之や。陸肉二翁(前田孫右衛門と穴戸九郎兵衛)被拘候事に付、屹と御勇決に無之而は不相濟候。³²⁾

このように、久坂は尊攘激派に理解のある中村らに対し、長井を早急に処置するように促し続けた。これが功を奏して、翌閏八月初めに、中村は天和三(一六八三)年の前例を以て、長井に切腹を命じる審理案を起草して、同十五日に毛利筑前・益田弾正より藩主に提出されたのである。中村が百八十年前の例を引っ張り出したこと、いかに切腹の前例が乏しく、その審理案起草に苦労したかが窺える。藩主も、この案を裁決することに躊躇したが、十一月十五日になって、ようやく審理案どおり、長井に切腹が命ぜられたので

ある。これは、藩地に攘夷藩論反対運動（「御意難事件」あるいは「第一回俗論沸騰」と呼ばれる——次項参照）が起こったため、長井がその運動の中核となつて、藩論が二分することを恐れた藩主が、やむなくとつた処置といわれる。

長井が切腹に処せられたのは、翌文久三（一八六三年二月六日）のことである。これは、藩主が京都より帰国する直前のことであり、藩主の到着を待つて長井の切腹中止を訴えようとする人々は、「一致之人數式三百人⁽³³⁾」にも及んだという。だが、この企ては成功せず、長井は多くの人々に惜しまれつつ、あの世に赴いたのである。享年四十五歳であつた。

(4) 御前会議

七月二日に入京した藩主は、藩論確定までは朝廷との交渉を避けるために、病氣と称して河原町藩邸内に閉じこもっていた。そして、四日に藩論決定のための御前会議の日程が六日と定められたことが、この日の『浦鞆負日記』から知られる。

一 瓢箪路地林主税宿之二階ニ而、左之面々致会議候事。

毛利伊勢、益田弾正、浦鞆負、井上與四郎（小豊後）、周布政之助、山田宇右衛門、中村九郎兵衛、桂小五郎ニ而候事。

一 明後日御前会議ニ付、若殿様、淡路守様（徳山藩主毛利元蕃）ニモ被成御出、左之面々被召出候事。

御備場御用談役

地方手元役行跡爰元御用掛り

大坂頭人々当御地御用掛り

同断後

林 木 工

北条 瀬兵衛

穴戸九郎兵衛

山県 吉之助

御備場矢倉々当地御用掛り前
御手当方々同断

同断

手元役

御政務

稽古懸り々当御地御用掛り

御用談役

御政務

御用所

御政務

竹内 正兵衛

山田 亦介

来原 良蔵

周布 政之助

中村九郎兵衛

桂 小五郎

井上 小豊後

兼重 讓蔵

小川市右衛門

山田宇右衛門⁽³⁴⁾

このように、周布・桂ら八名によって行なわれた四日の会議で、六日の御前会議の二の間出席者の人選がなされたものと思われる。一の間を占めるのは、藩主・世子・支藩主と一門の家老であるが、彼らは積極的な発言をせず、議論の応酬は主として二の間で展開されることになるので、この人選は非常に重要な意味を持っていた⁽³⁵⁾。

七月六日の御前会議の議事録等は残っていない。なぜならば、この時代の会議は結論のみが記され、その討論過程については記録しないのが常だからである。したがって、会議の内容を知る手掛かりは出席者自身の記録に拠らざるをえないが、兼重讓蔵・慎一。維新後、毛利家編輯所に勤務）が詳細な記録を残している。そこで、兼重の回想に基づく記録に拠つて、会議の内容を見てゆくことにする。議論は、藩主に先立って京都に来ていたグループ（桂・穴戸・中村ら）と、藩主に随行して入京したグループ（井上・兼重・周布ら）に分かれて展開された。前者が攘夷藩論への転換推進派、後者が反

対派であるが、注目すべきは、周布が後者に属していたことである。まず、前者の一人(桂か)が口火を切った。

近日鞞下に駐留して朝廷間の真旨を窺ひ奉るに、癸丑甲寅以来攘夷の叡旨は少しも変せられず。従来幕府の強請に因り三港を開き、下田条約を寛容せられ、或は八九年乃至十年の猶予を与へられ、又列藩へ諮詢し高等の説を求めさせられしは偏に謙虚の聖慮に出たる事にて、攘夷の叡慮に於ては全く確乎に在らせられたるなり。故に公が長井雅楽を以て建言したる趣旨は叡旨に協はせられざるも暫く優容あらせられしは、偏に我藩か三百諸侯に率先して鋭然奮起、困難に当らんとするの精神を嘉称あらせられしに過ぎざるへし。且つ其の建言たるや我藩に於て応時の目途を定めたるものなれば、尚高等の説あらは即時随従すべきものにて、素より固執確守すべき意にあらず。開鎖和戦は時の宜しきに従ふ旨意は、去る五月藩内へも告知せられたるにあらずや。故に將軍上洛、列侯予参にて輿論聞し召され、然る後叡慮決定の上は、其開鎖執れに帰するを問はず、一意遵奉尽力せざるへからず。前日雅楽か進言せし中にも、叡慮の向はせらるゝ所、尽力周旋すへしとの旨あり。其後世子よりは是れ則父大膳大夫か素志なりと奏上あり。然らば今日叡旨を窺ひ定めたる上は、翻然前論を擲棄し、即今攘夷の聖旨を純粹精一に奉戴し、我公素志の如く一身家國をも犠牲に供し、国事に竭力せざるへからず。⁽³⁸⁾

この論者は、開鎖和戦のいづれを問わず、叡慮に従うべきであると主張している。だが、結論で「即今攘夷の聖旨」と述べているように、叡慮は攘夷にあるという確信を持ち、「一身家國を犠牲に供

し」ても叡慮を遵奉すべきであるという、いわば玉碎の論理を展開しているのである。

この論に反対する者は、次のように主張する。

叡旨の奉戴竭力せざるへからざるは無論なり。然るに翻て熟思するに、即今攘夷に従事せば、前述の事体險艱なること憂慮に堪へざるものあり。誠に方今幕府の情状、列藩の形勢を考察するに、破約鎖港、決然戦闘の行はるべきは甚た難かるへし。若之を強て之れを断行せば、却て乱竇を開き、億兆を塗炭に陥らしめ、且つ万一も外国より乗すへき罅隙を生せば、恐れなから叡慮の忍はせ玉ふこと能はざる窮境に到らんも測りかたし。素より我公は朝政幕議に與らずといへども、已に十家と下らざる大藩屏たる以上は、則ち大臣責任の地位に立ちて国事に務めざるへからざるは論なし。左れば苟くも皇猷を補贊する於ては所謂順を以て正とせざるの道を執り、一旦其心に疑ふことあらは、幾回にても叡旨を窺ひ定め、審議熟考して、而る後事に従ふも未だ遅しとすへからず。⁽³⁹⁾

このように、反対論者は攘夷戦争をした場合の混乱を想定した現実論に立って、たとえ叡慮が攘夷にあったとしても、「順を以て正とせざるの道を執り」、結論を急がずに、何回でも「審議熟考」すべきであると主張する。反対論者には、この日の会議で結論が出されんとすれば、それは攘夷藩論への転換以外にありえないという見通しがあり、そのために結論を引き延ばすという戦術に出たのである。この点からも、当時の藩内における攘夷論の伸長が窺われ、反対派は引き延ばし戦術という消極策しかとりえないという苦しい立場に追い込まれていたのである。

攘夷論推進派は、この論に反駁して、次のように言う。

攘夷の道立たされは、国体の汚損は挽回すへからず。是故に、聖上にも幾回か廷臣の尽言を求め、伊勢神宮を始め諸靈社へ懇禱あらせられ、朕が身に迫りて曠古無欠の国体を辱しめては、天祖を始め奉り、列靈の神慮に對して申解すへき辞柄なしと憤懣あらせられ、一旦は桂の宮へ御退隱とまても思し召し立せられたるにあらずや。況んや我公君辱しめられるれば臣死すの地位に立てり。今日に於ては成敗利鈍を度外に措き、鋭然聖旨を奉戴して、素志の如く一意報効せざるへからず。若し依違して一身家国の事に顧念せは、実に臣子の道を欠くものなり。且つや難きを責るは忠臣の節なるに、如此凜然正義を執らせらるゝに拘はらず、若し之を沮抑し奉らば、決して忠臣の道を尽すと謂ふへからず。⁽⁴⁰⁾

この論者は、叡慮が攘夷にあるに違いないことを盾に取つて、攘夷論への転換を強く主張している。そして、藩主を皇臣として「君辱しめられるは臣死すの地位に立」つものと捉えて、安政の藩是三大綱における「幕府への信義」や「先祖への孝道」よりも、まず「朝廷への忠節」を最優先としたのである。

これに反対する者は、「防備未だ整はずして戦端を開き、一旦敗衄を取りては、却て国体を損ずものにあらずや」と、⁽⁴¹⁾「航海遠略策」と同じ論理で攘夷戦争の不可を唱えたが、攘夷論推進派は、これに對して次のように反論する。

癸丑甲寅以来、上下共攘夷の論世に露々たるもの已に十年、而して未だ孰の藩か防備の整ひたるものあるや。若し防備の整ふを待たば、百年を経過するも亦依然今日の如くなるへし。故に一旦戦

端を開きて太平の積習を驚破するにあらざれば、士気の振興は期すへからず。随かて防備の完備も亦望むへからず。且戦ひ且備へ、以て士気を養成するに如くはなし。我輩率先此衝に当り、一敗地に塗るは辞する所にあらず。如是にして正気を振興せは、幾年の後、必ず国難を回復するの人物を生ずるの時あらん。⁽⁴²⁾

この論者は、ペリー来航以来、防備の充実が叫ばれながらも、未だに防備を整えた藩がないことを指摘して、ただ防備の充実を唱えるだけでは、百年たつても現状は変わらないと主張する。そこで、この状態を打開するためには、まず戦端を開いて、「太平の積習を驚破する」ことによつて「士気を養成」すべきであると唱える。そして、たとえ「一敗地に塗る」とも、「正気を振興」すれば、やがて「国難を回復するの人物」が出現するであろうという、きわめて観念的な論を展開している。この論は、尊攘論に内在するオプティミズムとマキャベリズムが、最も端的に表現されたものといえよう。そこで、反対論者は、尊攘論のこのような性格を看破して、あくまでも現実論の立場から、次のような反論を展開している。

我藩地は西隅の僻遠に位すれば、藩士にして天下の形勢を考察し、方今朝幕間の深情を了知する者甚少し。我公襲職以来、教育の薰化する所、徳義の涵養する所、勤王の大義を知らざる者無きも、今日の形勢此の如くなるを熟知せざるよりして、徒らに現今政府の諸員等は自己の功名を貪ほるの心を以て、遂に社稷危殆の境に向はしめたるものなりと思惟し、種々の流言紛起せんも難計りかたし。若し卒然君令を発するも閩藩の士之れに従はざるものあるときは、毛利家の恥辱之より大なるはなし。如かず姑らく事を緩

め、藩地へ事情を詳報して一藩へ懇諭し、而る後決を取らんには。⁽⁴³⁾

このように、反対論者は一般藩士の言を想定して、尊攘藩論推進派の「自己の功名を貪ほるの心」を看破した上で、たとえ尊攘藩論に転換しても、藩士がそれに従わなければ、「毛利家の恥辱、之より大なるはなし」として、まず「藩地へ事情を詳報して」から採決するように求めている。前述の如く、反対派には、この会議で結論が出されるとすれば、攘夷藩論への転換しかありえないという認識があった。そこで、反対派は結論の引き延ばしを図って、藩地への打診を求めたのである。また、そうすれば反対派の勢力が強まって、尊攘藩論への転換を阻止できるという見通しもあったであろう。

こうして、議論が粉糾しているところで、周布が次のように発言して、議論を收拾したという。

今日釐下に湊合し、此急遽危殆、正義存亡の場合に臨みては、霎時も猶予すべからず。宜しく成敗利鈍は度外に措き、大義名分の在る所を以て断決すべし。若し藩士の疑を抱きて速かに命に趨らざるものあらは、之を棄て、可なり。目今有志の壮年子弟を集合せば百人二百人は立地に得べし。此輩と共に君臣一団の正義となり、楠公湊川の一举に倣はんのみ。優游遅緩は千載の愧恥なり。⁽⁴⁴⁾ 周布は、この会議では反対派に属していた。前掲の反対派の意見の中にも、周布の発言が含まれていたであろう。周布は会議前から桂と気脈を通じていたが、井上勝生氏が指摘するように、周布の意図は初めから攘夷藩論への転換にあり、あえて反対派に与して、そのイニシアティブをとってから、尊攘藩論推進派に鞍替えして、反対派を巻き込むように仕組んだものと思われる。

この周布の作戦は、ものの見事に的中した。周布の意見は、反対派をも含めて、「一座皆奮然、此議を賛して曰ふ、君臣湊川、正義の鬼と為らん」と、全会一致で受け入れられたのである。⁽⁴⁷⁾

また、周布は「楠公湊川」の例を持ち出したが、これは京都という「釐下に湊合し」て、出席者の間に漂っていた勤王的雰囲気、「目今有志の壮年子弟」の「百人二百人」を以て攘夷戦争に当たるといふ楠木正成の湊川合戦さながらの玉碎戦術を合体させて、いわば勤王玉碎の論理をまかり通らせる上で、きわめて効果的な例示であったと言えよう。かくして、長州藩は「楠公湊川」よろしく、藩を挙げて攘夷戦争に当たって尊王の大義を天下に示すという、尊攘藩論へと転換したのである。⁽⁴⁸⁾

七月二十四日、藩主は親諭書によって、この決定を藩内に次のように布告した。

從來存意、官武へ申立候は、偏に天朝へ忠節、幕府へ信義、祖先へ孝道相立候決意に候。今般上京、叡慮之所被為向、尽力周旋仕候段、御請申上候。然る上は、如何体の艱難にても忠節を確守し、信義、孝道随て相立候処置せしめ候間、我等旨意を体し、為国家遂奉公に於ては本懐たるべく候。⁽⁴⁹⁾

この親諭書では、藩内の動揺を恐れたか、藩主は攘夷藩論への転換を明言せず、ただ従来は三位一体的であった藩は三大綱を、朝廷への忠節を第一に路線変更したことだけを延べている。だが、浦鞆負は日記の中で、次のように、明確に、この藩論転換の重要性を記述している。

今日御会議、朝廷江ハ兼而之思召通御忠節、幕府江ハ御信義、御

先祖様へハ御孝道、若御忠節疵付候時へ、信義ハ被成御欠候事も有之、御両国へ被為易事も可有之、御信義を以、叡慮之向処、被抽御丹誠、可被成御周旋眼目之御旨意、其余略此段御決心之段、被仰聞、孰も一統奉畏候事⁽⁵⁰⁾。

この藩論転換について、田中影氏は「内在的にはあれ、尊攘運動の展開過程で、長州藩はの背後に、幕藩体制否定の論理が秘められてきたことは、幕末政治上画期的な意義をもつ、といえる⁽⁵¹⁾」と捉え、芝原拓自氏は「『皇国内四分五裂』」「『自滅』を防止すべき、既存の最高權威ハ朝権のもとへの破約攘夷の幕・藩・全支配階級の結集こそが明確化され、体制否定ではなく体制統一が強調される。

他方では、体制統一による富国強兵・国威振張の対外侵略論こそが一層昂揚する⁽⁵²⁾」(傍点原著者)と捉えている。このように、両者の見解は「体制否定」と「体制統一」という点で真向から対立しているが、この対立は「体制」の捉え方の違いによって生じたものと思われる。すなわち、従来の幕藩体制は朝廷を政治的に排除して構成されていたが、長州藩は朝廷を体制の頂点に置いた、言うなれば「朝幕藩体制」へと路線を変更したのである。この「朝幕藩体制」を従来の幕藩体制とは断絶したものと捉えるか、修正強化をめざしたものと捉えるかによって見解の相違が生じるものと思われるが、私見では体制統一、あるいは修正強化説をとりたい(この点については、「おわりに」で再論する)。

さて、藩主の親諭書が布告され、やがてその真意が明らかになると、当然のことながら藩士の間には反対運動が起こった。この運動の詳細は不明であるが、反対派の論拠は次の如きものであった。

固より、忠節信義の軽重齊しからざるは論を待たずと雖も、今日に至るまで、幕府に対して如何程の信義を尽したるや、未だ其の幾分を尽したるを聞かず。然るに、俄に信義を擲棄するときは、幕府の威に触れ、如何なる不幸の社稷に及ぶやも計るべからず。然らば、祖先に対する孝道も亦随て廢せん。斯る急激偏重の方針に變ずるに至りしは、要するに当路の人々、浮浪過激の徒に誘導せられ、己れが功利を貪らんとして、社稷の利害を顧みざるに由るなり。且つ、国事執掌の名を藉りて莫大の公金を糜し、一己の遊興酣飲の費に供するの形あり⁽⁵³⁾。

このように、反対派は藩論転換によって幕府との間に摩擦が生じることを恐れ、また藩論転換が「浮浪過激の徒に誘導」されたことに起因するものと見なして、その暴走に藩全体が振り回されることに深く憂憤しているのである。

この反対運動は、十一月に長井に切腹が命じられると、その助命嘆願運動と相俟って最高潮に達したが、やがて鎮圧され、翌文久三(一八六三)年四月十五日に主な反対派十数名に対して隠居逼塞等の裁断が下され、事件は落着いた。この事件は、藩主の親諭書、すなわち「御意」に反対したものであったので、「御意難事件⁽⁵⁴⁾」と呼ばれたという(『防長回天史』等では「第一回俗論沸騰」と称している)。このように、長州藩の藩論転換は、藩内に軋轢を生じさせながらも決行され、やがて以前とは大幅に路線を変更した公武間周旋が、世子定広の奉勅東下という形で展開されるのである。

小 括

長州藩の藩論転換は、藩の内外から加えられた様々な圧力によつ

て成立したものであるが、その諸要因は、およそ次のとおりである。

1 「謗詞一件」の発生によって「航海遠略策」を放棄せざるをえない以上、ある程度の路線変更は必要不可欠であった。

2 周布の転向などによって尊攘派の勢力が伸張し、またその会議戦術も非常に巧みであった。

3 御前会議における反対派は、質、量ともに乏しかった。

4 反対派の論拠は自重論という消極的なものであり、強硬論に對しては弱かった。

5 従来の公武合体路線を継続することは、もはや薩摩藩の後塵を拝することになり、薩摩藩への対抗意識からも不満であった⁽⁵⁶⁾。

6 京都における長州藩の人気を挽回するためには、薩摩藩よりも朝廷寄りの路線に変更することが必要であった(これは、長州藩が江戸よりも、新たに中央政局の舞台となりつつあった京都での立場を重視したからに他ならない)。

7 会議が京都という特異な場所で行なわれたため、勤王的気分が自然に盛り上がった、「楠公湊川」という「勤王玉碎」の論理がまかり通った(もし、会議が萩や江戸で行なわれていたならば、このような論理が通用することはなかったであろう)。

以上のような諸要因が相俟って、長州藩は航海遠略という積極開国論から、破約(鎖国)攘夷への大転換を遂げたのである。

二 藩論転換後の公武間周旋

(1) 朝廷との交渉

七月八日、周布と中村は、議奏正親町三条実愛に次のような上書

を呈した。

大膳大夫儀、上着後、今以而所勞に而引籠居候処、所勞一通に而も無之、実は心中恐縮罷在候次第有之、旅中より家老一人先越仕らせ、過る二日申上候趣に付、何と歎御沙汰も可被為在哉、最前御書取を以、被仰聞置候通、御掛念御弁解被成下候は、難有仕合奉存候。右御弁解一条相済候上は、先般勅使御東下に付、大膳大夫え御内沙汰之旨を早速御請申上、抽丹精候様仕度奉存候⁽⁵⁷⁾。

このように、長州藩は「謗詞一件」の弁解が済めば、五月に出された勅使補佐の命に従うと言明している。これは、周旋継続の意思表示であると同時に、勅使補佐を遂行せずに藩主が上京したことに對する弁明の意味も含まれていた。すなわち、勅使補佐よりも「謗詞一件」の釈明を優先させたというのが、長州藩の言い分である。

次いで、七月十三日、毛利伊勢が正親町三条実愛に對し、「航海遠略策」の却下を求める次のような請願書を上呈した。

長井雅楽より差出候書面之儀、御掛念之趣、未委細不奉承知候得共、聊にても謗詞に似寄候儀有之候てハ、大膳大夫兼て之心志に不相叶段ハ申上迄も無之、就てハ右書面早速取下仕度奉存候。雅楽不心得之儀ニ付てハ、追て咎方可申付候得共、其内役儀差替、国元差下慎申付置候間、御弁解之旨、早々被仰聞被下候様奉願候。謗詞一条御弁解被仰聞相済候ハ、国事周旋方之儀、天下後世に相拘り候付、御懸念不被為在段ハ委細御書取を以、被仰聞被下候様奉願候⁽⁵⁸⁾。

このように、長州藩は「謗詞一件」の累を藩主に及ぼさないようにするために、その責任を長井個人にかぶせた上で、朝廷に「航海

遠略策」の却下を請願したのである。前述の如く、長州藩は「謗詞一件」の真相を知っていたはずであるが、事件を首尾よく收拾するために、敢えて長井をスケープ・ゴートに供したのである。

七月十六日、議奏中山忠能・正親町三条実愛、伝奏坊城俊克・野宮定功は、学習院に長州藩主毛利慶親を召見して、三ヶ条からなる次のような勅書を下した。

一 長井雅楽申出候書取之内、謗詞似寄之儀は、一件委細及演説候通之叡慮に被為在、右思召之御旨趣、伺取方相違之段は自元御遠察御水解之御事にて、御遺念不被為在候間、以来とても必無御掛念候との御沙汰之事。

一 去五月被仰出候勅使関東へ被差遣候に付、被仰出候叡念弥以御貫徹相成候様、御依頼被為在候事。

一 長門守へも先達て被仰出候通、父極意相心得周旋の儀、御依頼被為在候事⁽⁵⁹⁾

朝廷は、まず第一項で「謗詞一件」については「委細及演説候通之叡慮」であり、もはや疑いは水解したことを告げている。この「演説」の内容については未詳であるが、長州藩に大きな衝撃を与えた「謗詞一件」は、これによって解決したのである。

また、第二項は、五月に長州藩に命じた勅使補佐の遂行を求めたものであり、第三項は、世子定広に対して周旋への協力を改めて求めたものである。

なお、この前日の十五日に、周布・桂・中村の三人が、この日の会見の段取りを次のように打ち合わせていたという。

一 天気御窺

一 昨年已来、内々存意申上、叡間ニ被為違被下候御礼

一 長門守へ御内命猶拝賜之御礼

一 御掛念御弁解奉願

一 御弁解被仰聞候へ、御礼

一 五月十三日被差下候勅使御請申上、向後父子申談、周旋可仕段トモ申上⁽⁶⁰⁾

このように、「謗詞一件」の解決を前提としたシナリオを用意できた背景には、議奏正親町三条実愛・中山忠能との非公式の折衝があったものと思われる。また、こうして朝廷の内情を把握していたからこそ、朝廷が幕府に示した「三事策」に対して疑義を呈するという、大胆な行為に出ることも可能だったのである。

すなわち、藩主は勅使補佐の命令の遂行にあたって、七月二十日に「三事策」に対する疑義を中山に上書して、朝意を伺候したのである⁽⁶¹⁾。これに対して朝廷は、二十三日に付箋して回答した。

この上書は四項目からなる。長州藩は、まず第一項で「早速(江戸へ)罷下、薩州と同心戮力候て勅使を御輔贊仕度奉存候⁽⁶²⁾」と、薩摩藩と協力して勅使を補佐する意思を示したところ、朝廷はこれ了承した。

次いで、第二項で長州藩は次のように「三事策」に対する疑義を述べた。

元来三事と被仰出候得共、其実は二事に帰着可仕、將軍家も一橋卿と御同体に被為成、列侯も越前々々中将と一心に相成候上ならでは、上洛廷議之御盛挙被為在候共、其所詮有之間敷、猶又蛮夷之患難を攘ひ、義臣之帰向に從ひ候は、即ち戎虜之慢を不受、衆人

之望に協ふと同一致之事に付、真正実着に御手を被下候得ば、右二事は一事に帰着仕候様、被相考申候。⁶⁵

このように、長州藩は「三事策」の第一条の將軍上洛論と、第三条の一橋慶喜・松平慶永登用論を同一線上に捉えて、これを一事にまとめるように提案したところ、朝廷もこれに同意した。

また、第三項で長州藩は「第二条は御制度に涉り候付、叡慮之御旨趣、朝議之御次第、巨細に不奉伺候ては、別而鄙考も難仕候に付、御序を以て被仰聞被下候様奉希候」⁶⁶とだけ述べて、第二条の五大大設置論は、朝廷の意向を詳しく聞かなくては判断できないことを伝えた。これはまた、この条項については、これ以上のことを語らないことによって、暗に第二条にはあまり乗り気でないという意思を示したものとも思われる。朝廷も、長州藩のこのような意図を察したか、「第三条、第一条追々遵奉之上は、第二ヶ条御見合」と回答したのである。

最後の第四項で、長州藩は第二条よりも第一条・第三条を優先させるべく、「第一、第三を一事と相心得、周旋仕候ては如何可有御座哉、左候て第二条は追て委細の御様子被仰聞候上、周旋可仕と奉存候」⁶⁶と申し入れたところ、朝廷もこれを了承した上で、次のように長州藩の周旋に対する期待の念を示した。

於関東島津段々周旋候へは、尚又大膳大夫殿、昨年以来、自大樹家も被依頼候儀故、於関東程克調和、叡慮徹底候様被抽丹誠候様。⁶⁷

このように、朝廷は「三事策」に対する長州藩の要求をすべて承諾し、その結果、長州藩は「三事策」のうち、自藩の主張である將軍上洛論を周旋の第一目標とすることに成功した。また、そればかりでなく、朝廷は長州藩の前年来の幕府への周旋の実績を高く評価して、以後の周旋にも大きな期待をかけているのである。

かくして、長州藩の「三事策」疑義に対する朝廷の回答は、長州藩に大きな収穫を齎した。五月に「航海遠略策」が諺詞に問われて、それがやっと水解したばかりの長州藩が、「航海遠略策」以上に「朝廷御処置」を大胆に論及した上書を提出した背景には、前述の如く、「諺詞一件」の真相を知っていたことに加えて、朝意遵奉による周旋の意思を示せば、多少大胆な建言をしても、それが再び諺詞に問われることはありえないという確信があったものと思われる。七月二十七日、議奏中山忠能らには長州藩主毛利慶親を再び学習院に召見して、次のような命を下した。

松平大膳大夫
同 長門守

皇国御為可有周旋由、去十六日言上、厚叡感之御事に候。就ては父子之内一人滞在、一人出府、周旋有之候様、御依頼被為在候事。これを受けて、翌二十八日に御前会議が開かれ、世子の出府が決定された。八月三日、長州藩世子毛利定広は、幕府への周旋を行なうべく、京都を出発した。

(2) 幕府との交渉・世子奉勅東下周旋

世子定広が江戸へ出発するにあたって、朝廷は幕府に伝達すべき次のような勅旨を授けた。

戊午以来、官武降黜幽閉等の輩追々再出に相成候処、於地下輩は今以其儘之分も有之候間、早々赦免可有之様思召候。(中略) 諸国之士於関東死罪且牢死致候者、又は流罪幽閉等にて死亡之者、或

は桜田東禅寺又は坂下等の一件、其余国事に死候輩、近くは伏見一挙等にて致死失候者共靈魂招集、以礼收葬令子孫祭祀候様被遊度、尤現存之者共は夫々如旧相復候様との叡慮に被為在候。不拘存亡、預是等事候輩、姓名其向々取調不洩様、早々可申上、其上前条之趣、御処置被為在度思召候事。⁶⁹

このように、朝廷が定広に託した勅旨は、「国事に死候輩」の収葬・祭祀を幕府に求めたものであったが、その対象に「近くは伏見一挙等にて致死失候者共」が含まれていたことは、やがて大問題となった。「伏見一挙」とは、言うまでもなく寺田屋事件を指すが、この事件で薩摩藩尊攘派を肅清したのは、他ならぬ島津久光である。その久光が勅使大原重徳を奉じて幕府への周旋を行なっているところへ、定広がこの勅旨を奉じて周旋に参入することが大きな軋轢を招来するのは、あまりにも明白であった。定広の奉勅周旋は、このように最初から紛争の種を内包して開始されたのである。

定広に先立って江戸に到着した桂小五郎が薩摩藩にこの勅旨を示すと、当然のことながら薩摩藩は「伏見一挙」の箇所を難色を示した。結局、この問題は大原が独断で「伏見一挙」の部分削除することによって收拾されたが、これによって薩摩藩の長州藩に対する悪感情はさらに増幅し、両藩の關係は悪化の一途をたどるのである。

八月十九日、定広一行は江戸に到着した。だが、久光は定広との会見に消極的で、十九日の会見申し込みは一橋慶喜との先約を理由に拒絶し、また二十日の会見も儀礼的なものとどめたのである。

そして、久光は翌二十一日に江戸を出発して帰途につき二十二日には勅使大原重徳も出発、薩長両藩が一致協力しての対幕府周旋

という朝廷の願望は、またしても水泡に帰したのである。

八月二十四日、定広は登營して、勅旨を將軍家茂に伝達した。だが、幕府にとって、この勅旨を受け入れることは、すなわち自らの過誤を認めることになるので、幕府はこれを受け入れようとはしなかつた。ここにおいて、定広の奉勅周旋は早くも手詰まり状態に陥り、長州藩はこの難局を自力では打開しえなかつたのである。

十月二十八日、土佐藩主山内豊範に奉じられて、勅使三条実美(副使姉小路公知)が江戸に到着した。⁷⁰そして、將軍家茂の病氣のために延期されていた勅使の登營が十一月二十七日に実現した。この日、三条実美は、將軍家茂に次のような勅旨を授けたのである。

攘夷之儀、先年来之叡慮、至方今更御變動不被為在候。於柳宮追て変革新政を施行し叡慮遵奉相成候段、不斜叡感被為在候。然るに天下之人民攘夷之一定無之候而は、人心一致にも難至、且国乱之程も如何と被惱叡慮候間、於柳宮弥攘夷決定有之、速に諸大名へ布告有之候様、被思召候。尤策略之次第は武將之職掌に候間、早速被尽衆議候而、至当之公論決定有之、醜夷拒絕之期限をも奏聞候様御沙汰之事。⁷¹

このように、朝廷はこれまで幕府に対して婉曲的に求めてきた攘夷の実行を、今回は直接的に求めてきたのである。幕府は勅使の執拗な追及に屈して、十二月五日に將軍家茂が次のように奉答した。

勅書謹拜見仕候。勅詔之趣奉畏候。策略等之儀は御委任被成下候条、尽衆議上京之上、委細可奉申上候。誠惶謹言。

文久壬戌十二月五日

臣 家茂 華甲 ⁽⁷²⁾

この將軍の奉答書が出されたことによって、長州藩の奉勅周旋の

任務もまた遂行された。だが、それはほぼ他力によるものであった。長州藩は勅使を補佐することによって体面を保ったものの、五ヶ月にわたった世子奉勅東下周旋は、それ以外にほとんど成果をあげることができなかつたのである。

このように、周旋が半ば失敗に終わった根本原因は、朝廷の言い分のみを通そうとする周旋では、幕府が容易に承服するはずはないという自明の理であった。周旋運動とは、双方に歩み寄りの余地があつてこそ有効に機能するものである。その点、長井の「航海遠略策」による周旋は、対外方針を開国にすることによって朝廷の譲歩を求める一方で、対内的には形式的にせよ朝廷を幕府の上に据えることによつて、幕府の譲歩をも求めており、長井の周旋運動が「諺詞一件」に陥られるまでの一年間、中央政局で命脈を保ちえた理由もそこにあると思われる。その意味で、公武間周旋の嚆矢となつた「航海遠略策」による周旋こそが、最も本来的な周旋であつたと言えよう。

おわりに

安政の藩是三大綱における「朝廷への忠節」の突出が端的に示すように、長州藩の攘夷藩論への転換は、朝幕間における平衡感覚の喪失を意味するものであつたが、幕藩体制を修正強化する「朝幕藩体制」の創出をめざして公武間周旋を継続したという点において、藩レベルでの尊王攘夷運動は、朝幕間におけるポジ션을極端に朝廷側に置いた、公武合体運動の一パリエーションと捉えることができよう。

かつて、毛利敏彦氏は「公武合体運動を中心とする幕末薩藩政治史は、『明治維新への道』のメイン・コースを表現している」と評価して議論を呼んだが、私は攘夷藩論への転換後も含む長州藩の公武間周旋、およびそれと競合し、後には対立する形で行なわれた薩摩藩の公武間周旋、この両藩の一連の公武合体運動を包括して、「明治維新への道」を方向づけたものと評価したい。途中で開国から攘夷へと対外方針を転換した長州藩と、それと競合・対立した薩摩藩の二つの公武合体運動は、巨視的に見れば、雄藩の進出・朝権の拡張・幕権の衰退という結果を招来し、幕府倒壊への序曲となつたのである。⁽⁷³⁾

註

- (1) 『孝明天皇紀』第三卷、八六一頁。
- (2) 『孝明天皇紀』第三卷、八六一～八六二頁。
- (3) 『長井雅楽詳伝』(一九七九年、マツノ書店)、二四八頁。
- (4) 文久二年五月五日付、中村九郎より井上小豊後・周布政之助・兼重謙蔵・山田宇右衛門宛書簡(『修訂防長回天史』(一九二二年)第三編上、二三五頁)。
- (5) 『孝明天皇紀』第三卷、六一四頁。
- (6) 『長井雅楽詳伝』一七二～一七三頁。
- (7) 『史談会速記録』第十二卷、五四頁。
- (8) 『周布政之助伝』下巻(一九七七年、東京大学出版会)、四六頁。
- (9) 『周布政之助伝』下巻、四七頁。
- (10) 『周布政之助伝』下巻、四九頁。
- (11) 益田弾正は、幕府への将軍上洛論入説の経緯について、五月七日付の藩地宛の書簡の中で、次のように報じている。

(前略)付テハ公方様御上洛、列藩予參被仰付、各御存意御聞料、敬慮御

窺御国は御確定被成之外有之間敷、此儀若不相整候得ハ御周旋之儀ハ御手を被引候外御処置無之との御決心に被為在、別紙御書面(建白書)調被仰付、過る二日久世天和守棟へ為御対客、殿様被御出、御直ニ被成御渡候処、委細御承知被成、御都合能様御取計可被成との御答被仰上候。

(12) 『修訂防長回天史』第三編上、一三八—一三九頁。

(13) この時、周布は水戸藩士と会見するために笠間に行っており、また桂は上京の途にあった。まもなく長州藩尊攘運動のリーダーとなる両者が不在であったも、長州藩はこのような朝廷寄りの姿勢を幕府に示したのである。

ここからも、長州藩が次第に朝廷へと傾斜してゆく様子が窺われる。

(14) 山口県文書館所蔵『忠正公一代編年史』文久二年五月二十九日条。

(15) このほかにも、中山道を選んだ理由としては、およそ次のようなことが考えられる。

1 安政二(一八五五)年の江戸参勤の際に中山道を通じた前例がある。

2 前年の和宮降嫁行列が中山道を通じたために、道路や本陣の整備が行なわれており、以前よりはるかに通行しやすくなっていた。

3 梅雨時なので、川止めの多い東海道を避け、大きな川のない中山道を選んだ。

(16) 五月十三日、朝廷は長州藩主に次のような命令を下した。

今度関東へ勅使被指向候儀ハ方今之時勢深被悩慮、偏公武御一和国内一致攘夷之成功可有之、以深重之思召、別紙之通被決三事候ニ付、速其一随群議之所届可有奉行被仰遣候。天下之重事ニ候間、敕慮徹底候様、於幕府周旋有之度、尤於大膳大夫兼テ丹誠之儀故、為公武弥可有尽力深頼思召候事。

但於島津和泉モ為公武同様存意之旨内々言上之趣モ有之候ニ付、今度出府大膳大夫申合丹誠之様御沙汰候間、此旨心得可有之被仰出候事。

『孝明天皇紀』第三卷、九〇三頁。

また、島津久光への命令の中にも次のような一節があった。

敕旨徹底候様周旋之儀、内々松平大膳大夫へ被仰合候。於島津和泉モ出府、大膳大夫申合先件御趣意相心得、為公武宜有配慮頼思召候事。(同前)

朝廷が「三事策」の一つとして、長州藩が幕府に主張していた將軍上洛論を採用したのは、長州藩主が江戸に留まって周旋を継続することを期待したからに他ならない。この朝廷の意向は、藩主が江戸を出発する以前に伝わっていたが、長州藩が朝廷の命令を敢えて無視して上京に踏み切ったのは、薩摩藩と協力して勅使を補佐しても、その主導権は薩摩藩に握られるを見通して、それを嫌ったものと思われる。

(17) 六月六日、周布は勅使休憩所の川崎宿を訪れて、長州藩主が江戸を出発した理由を陳述した。梨羽直衛は、この時の模様を七月十一日付の林主税宛の書簡の中で、次のように報じている。

先達而ハ大原卿河寄(川崎)御旅宿へ政之助被差越候て、御急き被遊御発翼御駈違被成候段被仰入候処、御着府之上ハ何か御相談をも被成度候処、御残念之段御答被仰出、御都合能相済候御様子、先ハ御安心之事奉存候。(『官武間周旋始末』第一篇第十六章)

「御都合能相済」んだのは、もとより儀礼的なものに過ぎず、「御着府之上ハ何か御相談をも被成度候処、御残念」というのが、大原と薩摩藩の本音であった。

(18) 山口県文書館所蔵『浦朝負日記』同日条。

(19) 甲谷兵庫(岩熊)は毛利筑前の家臣で、絵画修業のために上京したが、やがて正規町三条実愛らの公卿の信任を受け、戊午の密勅降下の使者となって以来、朝廷と長州藩の間の連絡役として重用されていた。

(20) 尊攘派とは、尊攘派の中でも最も急進的な、久坂玄瑞を中心とする松下村塾出身者のグループを指す。

(21) 『久坂玄瑞全集』(一九七八年、マツノ書店、五〇九頁。

(22) 『久坂玄瑞全集』三〇七頁。

(23) 堀真五郎『伝家録』(一九一五年、私家版)二八頁。

なお、堀は維新後には判事となって各地の裁判所を歴任し、大審院判事

を最後に引退して、大正二(一九一三)年に七十六歳で没した。堀は暗殺団の同志であった伊藤博文や野村靖のような長州藩閥の主流からははずれてゐるし、また判事としての職業的潔癖さとも相俟って、晩年に著わしたこの自伝には、当時の状況や彼らの心情が、如実に記されているものと思われ。

(24) 事実、失脚してもすぐに復活した周布の例があるし、また尊攘派にとって、長井の失脚後もなお、その存在自体が脅威であったことは、次に掲げる他藩尊攘派(藩名・姓名・日付未詳)の書簡からも窺える。

(前略)永井雅楽等ニ至候而ハ天朝之事ハ抑置、我國之為を計ニも不及、公边御役人方之御内意を受、己之名利之為ニ計之跡相顧とやうて、朝廷々御勘気を蒙、此度大膳大夫様御上京ニ御召連無之様御内沙汰有之、依而君公様々も幽居御申付之上、本藩へ御帰し被成咎ニ相成居候所、過日同人荷物京師江参候を薩人見付、正親町家へ内通致候者も有之、頗物議ニ涉、風評ニハ君公様ニも雅楽之才を被愛、未御見捨不被成、不而已其党モ多ク於勢ヒ断然難捨、一旦本國へ御指返相成候共、名姓を變、微行を以京師へ被召寄之程も難計、右等之儀、藩中有志之者等深心痛致し、各君公様へ所存建白之含ニ而、先達六戸九郎兵衛等出掛、統而桂小五郎等出掛、又統而橋崎弥八郎等出掛候様(後略)

『伊藤家文書』、東京大学史料編纂所蔵『大日本維新史料稿本』文久二年七月二日条

このように、尊攘派は長井失脚の報に半信半疑で、長井の荷物が京都に着いたのを薩摩藩尊攘派が見つけて、それが大騒ぎになったのである。これは長州藩の史料からは確認できないが、おそらく長井は単に直目付が扱う書類を同役の内藤造酒や林主税に託すべく京都藩邸に送ったのであろう。この時、長井に入京の意思はなかったと思われるし、また、もし入京していたら、当時の京都の状況から察して、たぶん長井の命はなかつたであらう。

また、尊攘派の間には、長井が姓名を変えて、密かに入京するのではな

いかという噂も流れていたことが知られる。変名による人材のリサイクルは、やがて長州藩の得意技となるが(例えば周布政之助↓麻田公輔、桂小五郎↓木戸貫治(孝允)など)、藩主が長井に対してこの策を用いて、長井を再登用することを、尊攘派は恐れていたのである。

(25) 薩摩藩の西郷吉之助や豊後岡藩の小河一敏は、久坂ら長州藩尊攘激派に長井暗殺の意思を表明していた(小河一敏『王政復古志義書録』など)。

また、久坂らを長井暗殺行動に駆り立てた他の動機としては、三月の「長井雅楽罪案」と四月の「長井雅楽弾劾に関する建白書」の一条に掲げられているように、長井を彼らの師吉田松陰を幕府に引き渡した張本人と目したこと、および四月に彼らの同志の松浦松洞がいちはやく長井暗殺を企てたが、果たせずに悲憤して自殺したことが挙げられる。長井暗殺を師の敵討ち、および同志の遺志を継いで、その無念を晴らすという名目に転化させれば、彼らの非合法的行為も正当化しうるのである。

(26) 『久坂玄瑞全集』五一三頁。

(27) 『久坂玄瑞全集』五一四―五一五頁。

なお、ここで久坂が長井以外に直接名指して批判して処分を求めているのは、内藤造酒の隠居退役のみであることは注目される。久坂は、長井さえ打倒すれば「航海遠略策」路線の継続は不可能であると判断したのである。これは、長井の人脉がいかに脆弱であったかの証左にもなる。

(28) 『毛利家史料』、『大日本維新史料稿本』文久二年七月三日条。

なお、伊藤が処分を免れたのは、「桂小五郎書翰ヲ久坂ニ寄セテ云、在京ノ同志者残ラス罪ヲ待ツハ得策ニアラス。俊輔一人ニテモ残シ與レタシト。一同之ヲ諾シ、伊藤ヲ以テ関係外ノ人トナス」(『伝家録』二九頁)という理由からであった。この時、すでに藩論は攘夷へと転換されていたが、久坂ら尊攘激派が要路に進出するまでには、また多少の時日を要した。だが、藩政の実権を掌握した桂は尊攘激派の情報収集能力を評価して、伊藤だけでも罪を免れるようにしむけたものと思われる。

(29) 吉田稔磨も世子に直訴を企てたことにより、同様の罪に処せられた。

- (30) 『久坂玄瑞全集』四一三頁。
- (31) 『久坂玄瑞全集』四一三頁。
- (32) 『久坂玄瑞全集』五一六頁。
- (33) 文久三年二月六日付、毛利隠岐家臣橋崎某より子剛十郎宛書簡(長井雅楽評伝)二二五頁。また、平岡兵部・福原又四郎・小笠原弥右衛門らは、この哀訴が容れられないのを憤って、当職手元役北条瀬兵衛らを襲撃しようとしてたが、長井の制止によって思いとどまったという(同前、二一六頁)。
- (34) 『浦朝貞日記』文久二年七月四日条。
- (35) 御前会議の二重構成については、井上勝生「幕末における御前会議と『有司』——日本絶対主義形成の特質について——」(『史林』六六卷五号、一九八三年九月)、一八〇—一九頁を参照。
- (36) この御前会議から排除された人物としては、例えば三浦内匠が挙げられる。三浦は長井の周旋の熱心な協力者であったが、この後、帰国を命じられ、やがて「御意難事件」で処罰された(註54参照)。
- (37) 兼重の回顧に基づいた記録を掲載しているのは管見の限りでは「長井雅楽評伝」と「官武間周旋始末」のみであるが、前者は後者の記述をもとにしたものと思われるので、本稿は「官武間周旋始末」に拠った。
- (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) 『官武間周旋始末』第一篇第十六章。
- (45) 『周布政之助伝』には、周布と桂の交渉が、次のように記されている。時に先考(周布)は東西の形勢大に遷変するに鑑み、天下の為に曩日長藩が建白したる策議を抛棄して時局救済の急務なるを洞察したりしが、是日七月二日其抱懐する所の意見を密に桂小五郎に吐露す。小五郎先考の熱誠に感嘆して措くこと能はず、更に説を請はんとし、書を先考に送りて、其意を通ず。即ち其書中に「今朝の御至誠之御深意篤と奉伺、思慮仕候得は、不覚袖を濡し感涙禁し候事出来不申、只管宇宙を仰ぎ往來を思ひやり、長大息に堪へ不申候。明日も是非拜肩仕度奉存候処、終日御内居に御座候哉。必御内居に御座候得は、午後登堂仕度奉伺候」と見えたり。(『周布政之助伝』下巻、一一六頁)
- (46) 井上勝生氏は次のように述べている。
文久二年七月六日の御前会議で、粉砕した会議は、はじめ反対派であった周布政之助が「奮然として」立ち上り、木戸孝允らの賛成派に変身し、弁舌を振って決着したと伝えられていた。誰も、この経過に、できすぎているという感を持つと思う。(中略)周布と木戸は、御前会議の五日前に、肝胆相照らしていたのである。何という容赦のない会議技術であろうか。周布は、一芝居打って反対派に廻り、反対派を引き込み、ことという時に変身して大勢を決したのである。木戸との事前の談合は、もちろん後々まで秘密にされたはずであるが、この会議技術は、会議を合意の探索の場と見なすよりは、武士の決闘の場と考えているようである。
- (井上勝生「幕末の御前会議——伝統と近代」(『季刊日本学』第三号、一九八三年二月)一四七頁)
- (47) 『官武間周旋始末』第一篇第十六章。
- (48) 井上勝生氏は、この御前会議の意義について次のように述べている。
文久二年七月の御前会議は、重大な国内情勢を背景として、その相対的に自立した権力機能を典型的に実現したと言いうことができると思う。内容的に言えば、周布らの長州藩政府は、こうして対外攘夷戦争に藩士一般を動員したのであり、藩士を「死地」に入れる(中略)「策」が、これである。(中略)尊攘藩は自体が、会議で異論が強かったのであり、しかも藩士一般との合意形成の回路を欠落させていたのであって、御前会議の決定は、危ういものだと言わねばならないと思う。藩士を「死地」に入れるという決定は、最重要の政治選択であり、これによって、御前会議の藩士からの相対的自立の矛盾がいずれ明らかになり、また、その限界も問われることになると思う。
- (『掲掲、井上勝生「幕末における御前会議と『有司』」二〇—二二頁)

(49) 『修訂防長回天史』第三編上、三二六頁。

(50) 『浦朝負日記』文久二年七月六日条。

(51) 田中彰『明治維新政治史研究』(一九六三年、青木書店)、九六頁。

(52) 芝原拓自『明治維新の権力基盤』(一九五六年、御茶の水書房)、二四六頁。

(53) 『長井雅楽評伝』二一〇頁。

(54) この裁断で逼塞に処せられた者は以下のとおりである。

吉村述太、小倉源右衛門、中川善次郎、山泉与一兵衛、井上兵衛、桂波門、木梨波江、赤川太郎衛門、吉井千熊、佐伯源三郎

右御聞込之趣有之、先逼塞被仰候事。

〔官武間周旋始末〕第二篇第九章

また、長井を回護して罪に問われたのは、高洲平七・熊谷式部・三浦内匠の三名で、いずれも禄高削減(高洲は半知、熊谷・三浦は三分の二)の上隠居、「他人相対被差留」に処せられた(同前)。このうち、高洲は家老国司信濃の実父である。『防長回天史』等は事件を瑣末的にしか評価していないが、ここからも事件の重大さと根の深さが窺われる。

(55) 『官武間周旋始末』第二篇第九章。

(56) 毛利敏彦氏は、長州藩論の転換を薩摩藩の動向と関連づけて、次のように分析している。

ほかならぬこの時期に唐突な藩論転換がおきたのは、久光ら薩藩の行動への強い対抗意識(中略)とみられる側面を十分考えなければならぬであろう。幕末政治史を理解するにあたって、武士の心情を支配していた強烈な藩間対抗意識を軽視してはならない。その意味で、結果的には長井は同一目的を追求した薩藩公武合体運動によって葬られたともいえないこともない。

(毛利敏彦『明治維新政治史序説』(一九六七年、未来社)一四五頁)

(57) 『周布政之助伝』下巻、二二〇～二二二頁。

(58) 『長井雅楽評伝』二〇〇頁。

(59) 『修訂防長回天史』第三編上、三二〇～三二二頁。

(60) 『孝明天皇紀』第四卷、三八頁。

また、藩王の学習院伺候の際の方針については、四日前の十二日から討議されていたことが『浦朝負日記』から知られる。すなわち、十二日には世子臨席のもとで、「来ル十六日於学習所堂上初御面会之節、御口上御書取ニ而被差出候而は如何可有之哉」「浦朝負日記」同日条について討議されたが、浦は「御書面物ハ跡ハ残り候義ニ付、甚以卒爾ニ難差出義、其上御書面、乍恐御信義之頗れ候程之義とも不相考候」(同前)と反対した。浦の念頭には、書面を提出したために「諺詞一件」を招来した長井の例があったものと思われる。

さて、この議題は十四日の御前会議にかけられ、書面は提出しないことが正式に決定された。この会議の模様を浦は次のように記している。

御両殿様出御、淡路守様被成御出、(毛利)筑前(毛利)伊勢(益田)弾正、拙者、(毛利)登人、(北条)瀬兵衛、(山県)吉之助、(山田)亦介、(周布)政之助、(中村)九郎兵衛、(桂)小五郎、(井上)小豊後(兼重)謙蔵、(小川)市右衛門、(山田)宇右衛門罷出会議、政之助御旨意筋、書面読候。御口上書面二重二相成候段申上候。都合昨日会議いたし候ニ御決定被為在候。〔浦朝負日記〕同日条)

こうして、御前会議は十三日の家臣会議で出された原案通りの結論を下したのである。この家臣会議についても、浦は次のように記している。

飄箆路地ニ而并当認、左候而筑前殿、伊勢殿、将監殿、彈正殿、拙者、小豊後、政之助、謙蔵、宇右衛門、九郎兵衛、昨日之御書面之義、致会議候処、過ル十一日、中山殿へ筑前殿、(正親町)三条殿へ伊勢殿参殿ニ而、御口上被相伸、書取被差上候ニ付、二重二相成候間、御書面ハ不差出方可然、乍併次第腰要之処ハ御落著無之而ハ不相濟候間、廉々書載候分を以て會議、明日可申上由ニ決定いたし候。〔浦朝負日記〕同日条)

このように、長州藩の御前会議は、それ自体よりも、むしろそのための下準備・下工作の方が重要な意味を持つという傾向がある。したがって、

その背景があまり詳細でない七月六日の御前会議もまた、その類型であったかもしれない。

(61) この上書の草案は七月十七日までに作成され、それが同日の御前会議で討議されたことが、『浦親負日記』の次の記述から知られる。

御前殿様御一席ニ而、勅使三ヶ条之義ニ付、御取極、三人之者々廉書草案を以、打出会議、林木工、北条瀬兵衛、山原吉之助、山田亦介、三人之者、林主税、毛利登人罷出候事。〔浦親負日記〕同日条

この草案を作成した「三人之者」が、周布・桂・中村を指すことは、まず間違いないまい。その傍証として、『忠正公一代編年史』の次の記述を掲げておく。

周布政之助、中村九郎兵衛、桂小五郎、当役の指揮を以て、公卿間及び他藩応酬の事ニ担任せしめ、是ニ因て其他の藩士へは嚴命して、外交を為さざらむ。〔忠正公一代編年史〕文久二年七月五日条

こうして、藩の外交権を手中にした三人は、これ以後、攘夷藩論の担い手となったのである。中央政局に進出した長州藩において、まず長井がそうであったように、藩の外交権を握った者が、即ち藩のリーダーとなるのである。

(62) 『修訂防長回天史』第三編上、三三三頁。

(63) 『修訂防長回天史』第三編上、三三四頁。

(64) (65) (66) 『修訂防長回天史』第三編上、三三五頁。

(67) 『修訂防長回天史』第三編上、三三六頁。

(68) 『修訂防長回天史』第三編上、三三八頁。

(69) 『修訂防長回天史』第三編上、三三六頁。

(70) この勅使一行に長州藩は深く注意を払い、周布は藤沢宿まで赴いて、勅使に拝謁した。また、世子も品川宿まで赴いて、これを迎えたのである。長州藩が勅使に事態の打開を期待する様子が窺われよう。

(71) 『周布政之助伝』下巻、三五〇頁。

(72) 『周布政之助伝』下巻、三五一頁。

(73) 毛利前掲書、二六九頁。

(74) この点において、奈良本辰也氏が戦後いちばやく示した公武合体論についての次の見解は、大いに首肯しうる。

公武合体の持つている歴史的な任務は、それが公武合体論としての現実の運動を捲き起した時には既にその肩の荷を下していた。そしてそれは、当時幕府の開国によって全国的に盛り上りつつあつた攘夷運動と結びつき、旧幕府的な封建支配機構を打倒する方向を取るものである。しかし、それが如何に旧幕府の支配機構を打倒する運動に変わったところで公武合体論の本来の性質を捨てたのではない。否、寧ろ幕府打倒の運動に変わることにおいて愈々その面目を發揮したものであつた。

(奈良本辰也)『幕末における公武合体論の形成とその意義』『歴史学研究』一九四六年八月号、後に『改訂増補近世封建社会史論』(一九五二年、要書房)所収、二二三～二四頁)